

令和7年3月

日本学生支援機構奨学金

令和7年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ

日本大学商学部学生課

日本学生支援機構奨学金 「令和7年度大学等奨学生採用候補者」の手続きについて

高校で奨学金の申込手続を行い、日本学生支援機構奨学金「令和7年度大学等奨学生採用候補者（以下「採用候補者」）」に決定した方は、日本学生支援機構から配布されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」をよく読み、下記のとおり手続きしてください。

※「採用候補者決定通知」を日本学生支援機構から交付されている方が対象です。



記

1 提出書類

3ページに記載のとおり

※採用された奨学金（給付奨学金、貸与奨学金又は両方）により提出書類が異なります。3ページ左側記載の「貸与・給付欄」を確認してください。

2 書類提出日及び振込開始日

下表①②③の手続き期間により振込開始日が異なります。なお、いずれも振り込まれる奨学金の始期（金額）は変わりませんが、早めの手続きをお願いします。

（②で申込の場合、4～5月分を5月16日に振込）

	書類提出日	提出時間	提出場所	インターネット入力締切	振込開始日
①	4月2日（水）	9時～16時	講 堂 ※3号館2階	4月6日 (日)	4月21日
	4月3日（木）				
	4月4日（金）		学生課		
②	4月9日（水）～ 4月18日（金） ※土日は除く	9時～16時	学生課	4月20日 (日)	5月16日 ※4・5月分
	4月24日（木） 4月25日（金）				
③	5月7日（水）～ 5月15日（木） ※土日は除く	9時～16時	学生課	5月20日 (火)	6月11日 ※4～6月分

早めの提出が
おすすめ！

3 本採用 所定の手続きを行った後、本採用となります。
本採用後、採用者説明会（オンデマンドを予定）を行います。

4 変更・追加等

- ① 決定通知の登録内容は一部、進学届提出時に訂正及び変更することができます。詳細は日本学生支援機構から配付されている「給付奨学生採用候補者のしおり(P9)」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり(P10)」記載の『決定内容の確認』」を確認してください。
- ② 追加で修学支援新制度又は貸与を希望する場合（例えば、第一種採用候補者が第二種奨学金を追加で希望するなど）は、今回の書類提出に加えて、「在学採用・新規募集」（入学後に学生ポータルで案内）も申請してください。
- ③ 決定通知に『不採用 [多子世帯〇]』と記載されている方は、多子世帯支援（授業料減免制度）を受けることができます。（本資料のP6 参照）多子世帯支援を受けるためには改めて「在学採用・新規募集」に申請する必要があります。「在学採用・新規募集」の詳細については、入学後の学生ポータルから情報を確認の上、手続きしてください。

5 様式（3ページ③⑤⑪⑫⑭）

様式は、本学部ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。印刷出来ない方には、入学後に提出場所で配布します。

※4月1日は、書類の提出はできませんが、学生課前のカウンターで書類を受け取ることができます。

本学部奨学金ホームページ

<https://www.bus.nihon-u.ac.jp/campus/scholarship/>



6 Google classroomによる公開について

日本学生支援機構奨学金の資料等をclassroomで公開しますので、隨時classroomを確認するようにしてください。

Google classroom クラスコード「i4wbqw5」



※Google classroomは、大学のメールアドレスがないと受講できません。大学のメールアドレスは、別途、3月26日以降（入学前までに）お知らせ予定です。

また、入学後は学生ポータルでも通知していきます。日本学生支援機構奨学金は説明会や手続きが多いため、頻繁に学生ポータルを確認するようにして下さい。

7 給付奨学生の授業出席について

修学支援新制度（給付奨学金）は国費を財源としており、奨学生には特に自覚を持って学業に精励することが求められています。採用者説明会で学業基準（単位数等）の詳細を説明しますが、授業は8割以上の出席率が求められているため、授業の単位修得のみならず、授業には必ず出席してください。

8 問い合わせ先 日本大学商学部学生課 日本学生支援機構担当(Tel 03-3749-6714)

以上



学籍番号：

提出書類等一覧

※すべての書類に修正液等使用不可。訂正する場合は二重線で訂正すること。

対象者		提出書類等	備考
貸 与 付 給 全 員	該当者 本人が「外国籍」の方 入学時特別増額貸と奨学生(有利子)を希望する方で「日本の教育ローン」の申込:必要」と記載のある方	① 学生証	・4月1日に配布されますので書類提出時に提示してください。(コピー不要)
		② 令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】	・決定通知の裏面の本人欄を必ず記入すること。(ボールペンで記入・学籍番号はハイフン無しで記入) ・決定通知の裏面の該当箇所に✓をつけておくこと。
		③ 進学届入力下書き用紙 ※両面印刷(片面でも可)	・様式は、本学部ホームページから画面印刷すること。(片面でも可) ・印刷出来ない方向けに、学生課前にて書類を配布しています。 ・鉛筆又はシャープペンシルで記入
		④ 奨学生振込口座の情報 が記載されたもの	・学生本人名義に限る。A4サイズの用紙で提出。(拡大不要) ・金融機関名、支店名、口座名義(カタカナまたはローマ字), 口座番号(ゆうちょ銀行の場合は記号・番号)が記載されているもの ・通帳・キャッシュカードのコピー等(通帳の場合は、最初のページを開いた部分) ・インターネットバンキングの画面を印刷したものでも可 ・公金受取口座を利用する場合でも提出が必要 ・「奨学生採用候補者のしおり」給付P16・貸与P15参照 (インターネット専業銀行、農協等使用できない金融機関あり)
		⑤ 連絡先届	・様式は、本学部ホームページから印刷すること。 ・印刷出来ない方向けに、学生課前にて書類を配布しています。 ・記入した本人連絡先の携帯電話(スマートフォン)に、必ず学生課の電話番号を登録すること。
		⑥ 在留資格と在留期間が記載されている書類 (在留カードのコピー、特別永住者証明書のコピー、住民票原本等)	・「奨学生採用候補者のしおり」給付P8・貸与P9参照 ・法定特別永住者及び永住の方は、在留期間が記載された書類は不要(在留資格の確認書類は必要) ・在留期間が満了日を迎えていないことを確認すること。 ・住民票の場合は、令和7年3月1日以降に発行されたもの。
		⑦ 連帯保証人の印鑑登録証明書※ (コピー不可) (マイナンバーの記載がないもの)	・原則として父又は母。 ・令和7年3月1日以降に発行されたもの。
		⑧ 保証人の印鑑登録証明書※ (コピー不可) (マイナンバーの記載がないもの)	・父母と奨学生本人を除く、4親等以内の成年親族のうち、奨学生本人及び連帯保証人と別生計の人。原則として、進学届(インターネット)入力時に65歳未満の人。 ・「貸与奨学生採用候補者のしおり」P17~を参照し、上記以外の方を選任する場合は、保証人の資産等に関する証明書類を添付すること。 ・令和7年3月1日以降に発行されたもの。
		⑨ 入学時特別増額貸と奨学生に係る申告書	※日本学生支援機構で書類審査が完了するまで入学時特別増額貸と奨学生及び第二種奨学生が保留されるため、予定の振込開始日に振込がされない場合があります。
		⑩ 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	・庄着ハガキの場合は、申込者(父母)氏名が記載されている宛名面も提出すること。
給 付 全 員	該当する方	⑪ 授業料等減免の認定申請書 (A様式1) ※両面印刷	・様式は、本学部ホームページから画面印刷すること。 ・印刷出来ない方向けに、学生課前にて書類を配布しています。
		⑫ 振込依頼書 (修学支援新制度申請者用) (入学金、授業料返金用口座)	・様式は、本学部ホームページから印刷すること。 ・印刷出来ない方向けに、学生課前にて書類を配布しています。 ・学校へ登録している学費支払者の署名が必要 ・返金日は未定です。決まり次第、お知らせします。 (4月6日までに入力を済ませた方は5月下旬を予定) ・今後、支援区分の変更等によって納入済の授業料の一部が返還された場合、今回指定された振込口座に返金します。
		⑬ 返金用の振込先口座の情報 が記載されたもの	・学生本人名義または学費支払者名義の口座。A4サイズの用紙で提出。(拡大不要) ・金融機関名、支店名、口座名義(カタカナまたはローマ字), 口座番号が記載されているもの ・通帳・キャッシュカードのコピー等(通帳の場合は、最初のページを開いた部分) ・④同一の場合は提出不要
	該当する方	⑭ 通学形態変更届(自宅外通学)	・様式は、本学部ホームページから印刷すること。 ・印刷出来ない方向けに、学生課前にて書類を配布しています。
		⑮ 生計維持者のもとを離れて、家賃を支払って本人が居住していることの証明書類 (契約者又は入居者として本人氏名の記載があるアパート・マンション等の賃貸借契約書や入寮許可書のコピー等)	・詳細は本学部ホームページに掲載している「通学形態変更届」のファイルを参照 ・「給付奨学生採用候補者のしおり」P12を参照。 ・自宅外通学を選択するための条件に該当しない場合は、実際は自宅以外の場所に居住している場合であっても、自宅外通学を選択すること。 ・生計維持者と別居していること。 ・4月から自宅外通学の金額を希望する方は4月を含んだ期間の書類が必要。 ※日本学生支援機構で書類審査が完了する(提出後2~3ヶ月後)までは「自宅月額」での支給となります。

* 印鑑登録証明書等は、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

マイナンバーが記載されている書類は取り扱いませんので、御注意ください。

* 併用貸与者(第一種及び第二種両方の貸与を受ける方)のうち「人的保証」選択者は、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を今回は各1通のみ提出していただきますが(上記⑦⑧),返還誓約書提出時に追加で各1通必要となります。

* 印鑑登録証明書は、採用決定時に使用しますが、本学部では条件不一致や不備等による採用取消(全額返金)を防ぐため、今回確認しますので、提出してください。

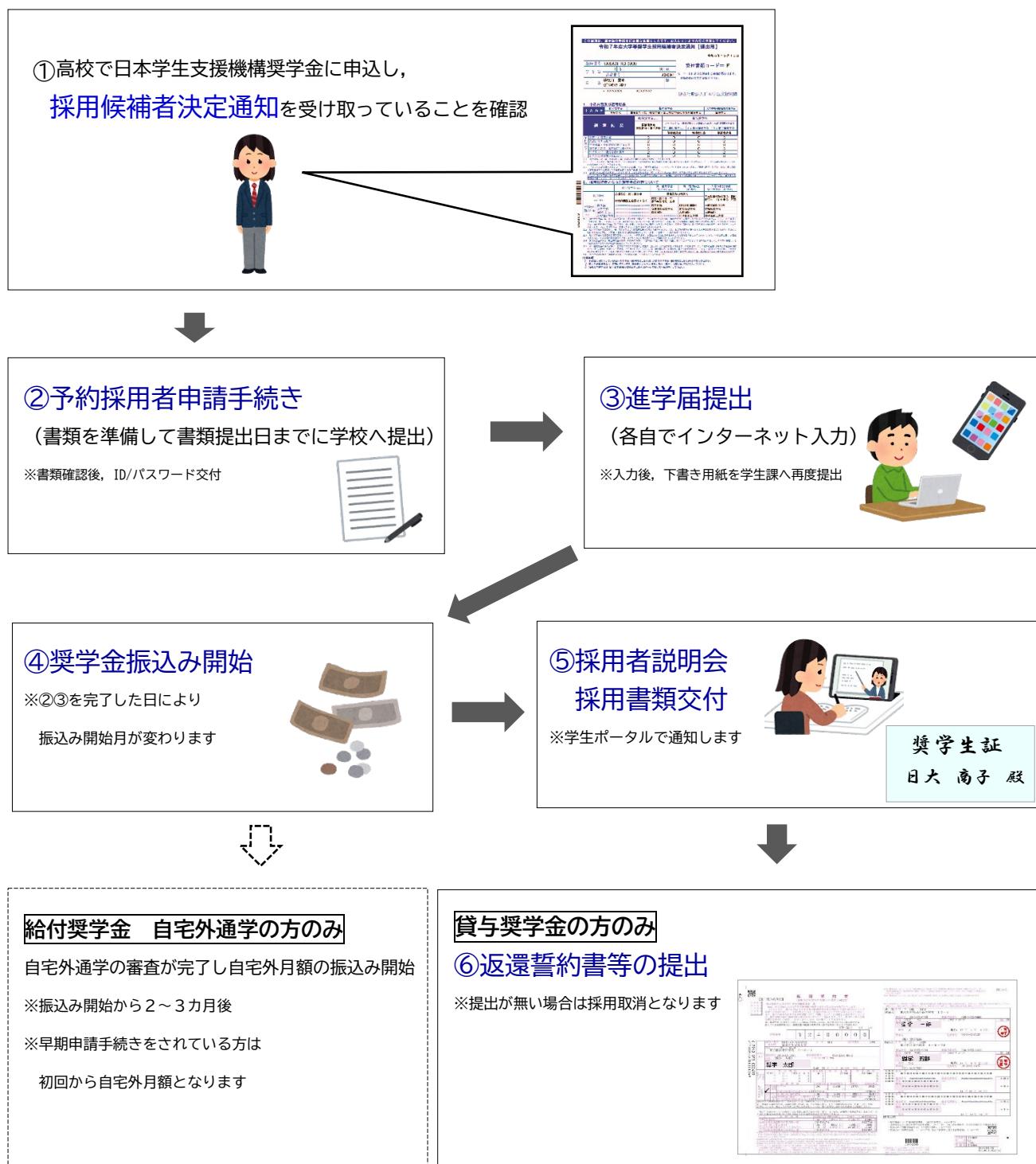
* 修学支援新制度(給付奨学生)は、転学・編入学等を除き、今回支援対象者として認定を受けた場合、万が一、他大学に入学し直したとしても他大学で申請ができません。

可能性がある方は、事前に奨学生相談センター(0570-666-301)へ相談してください。

* 記入及び提出していただいた情報は、奨学生業務のための適正な範囲内で使用し、その他の目的には使用いたしません。

【日本学生支援機構奨学金予約採用候補者 手続きの流れ】

期間内に手続きを完了されなかった場合は権利を喪失しますのでご注意ください



給付奨学金と第一種貸与奨学金 両方の

採用候補者になっている方は必ず確認してください

【併給調整について】

給付奨学金と第一種貸与奨学金を併せて利用されている方につきましては、第一種貸与奨学金の月額が下記の表のとおり調整されます（併給調整）。多子世帯に該当しない方は①の表、多子世帯に該当する方は②の表をご確認ください。特に多子世帯に該当する方については、「給付奨学生採用候補者のしおり」とは金額が異なりますので、注意してください。

①多子世帯支援拡充の対象者でない場合 <併給調整後 第一種貸与奨学金の振込月額>

学校種別・給付奨学金の区分	国公立		私立		
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円(25,000円)	13,800円	21,700円(20,000円、30,300円)	19,200円

②多子世帯支援拡充の対象者である場合 <併給調整後 第一種貸与奨学金の振込月額>

学校種別	支援区分	国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分(多子世帯)	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分(多子世帯)	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分(多子世帯)	0円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分(多子世帯)	0円	0円	0円	0円
	多子世帯※1	300円	6,300円	0円	5,600円

※1 多子世帯に該当する方でⅣ区分の収入基準を超えており、授業料減免のみを受ける方

予約採用者申請手続き（進学届提出）にて、給付奨学金と共に第一種貸与奨学金を貸与希望としてお手続きいただいた場合、上記の表のとおり月額が調整され0円となったとしても、第一種貸与奨学生として採用されます。給付奨学金が、家計基準による支援区分の見直し（家計の適格認定）や、学業基準による継続可否の判定（学業の適格認定）により振込みされなくなった場合、第一種貸与奨学生であれば、自動的に第一種貸与奨学金の希望月額が振込開始されることになります。第一種貸与奨学金の辞退を検討される場合は、この点を併せてご検討ください。

また給付奨学金の採用候補者で、第一種貸与奨学金と第二種貸与奨学金の両方の利用可能となっている方についても、第二種奨学金の辞退を検討される場合は、上記のとおり第一種貸与奨学金に併給調整がかかることを確認の上、ご検討ください。

【多子世帯に該当する方の授業料減免額について】

採用候補者決定通知において、多子世帯と判定された方は、支援区分に関わらず、下記の表に記載の授業料減免を受けることが出来ます。

予約採用者申請手続き（進学届提出）を経て給付奨学生として採用された方は、納入済みの学費等との差額については後日返金されます。

採用候補者決定通知において、不採用【多子世帯○】と判定された方については、改めて在学採用にて新規申し込みをすることで、多子世帯支援の対象となり、授業料減免の支援を受けることが出来ます。

（給付奨学生の支給はありません）その場合も、納入済みの学費等との差額については後日返金されます。

また多子世帯の判定は毎年10月に行われ、その際多子世帯ではなくなる場合があります。こちらの金額は1年間多子世帯として支援を受けた場合の年額ですので、ご注意ください。

・授業料等減免（授業料・入学金）（年額）

所得制限なく、下表の金額を上限に支援が受けられます。

なお、多子世帯の授業料等減免に係る資産基準は、「あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること」となります。

学校種別	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円